

# 社会インフラ政策

## 1. 市民・市町村が主体のまちづくり

1. 都市計画の策定等にあたっては、「参加・公開・共生」を原則に、住民参加と、住民の理解の上に立って策定すること。
2. 活力ある都市整備に向けて、都市機能の集積・再配置、都心環状道路等の交通基盤施設の整備、都心住宅の整備、街路、公園、下水道等の都市基盤の整備、公益施設の街なか立地等を促進するため、計画・事業制度の充実により、都市機能を集積・再配置して都市を積極的に造り変える「ダイナミックな都市計画」への転換をはかること。
3. 都市整備の再構築にあたっては、その前提となる安全・防災等の確保という観点から、防災公園等の避難地・避難路の整備や建築物の不燃化、下水道の増強・耐震化など既存ストックの再構築、密集市街地の都市防災構造化を推進すること。
4. 橋、道路、水道など社会的インフラの維持と長寿命化・老朽化対策として、予算の裏付けを持ち、重要性や緊急性に応じて優先順位をつけた上で推進すること。
5. 既存社会インフラの維持管理にあたっては、安全対策の観点から、維持管理用ロボットの導入、IT技術の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止をはかること。
6. 住民の意志を反映した総合的な魅力にあふれる「まちづくり」となるよう、県民・市民の参画をはかること。
7. 都市マスタープラン、地区マスタープランに沿って計画的、重点的事業計画を推進すること。マスタープラン未策定の市町村、地区については策定を急ぐこと。
8. 「まちづくり」にあたっては、防災、環境、公園・緑地等、景観、交通、バリアフリー、働く場の創出、文化、安心と安全を基本として、次により取り組みを進めること。
  - (1) 高齢者などの生活弱者が安心して暮らせるよう、医療、介護、教育、生活物資調達などの機能を集約し一体的に利用できるよう、総合交通体系を組み込んだ効率的なまちづくり（コンパクトシティ）の形成を継続して検討すること。
  - (2) 都市計画の策定にあたっては、バリアフリー化を更に促進させ、障がい者・高齢者が住みやすい快適なまちづくりを進めること。

## 2. 地域防災対策の推進

1. 地域防災対策、減災対策について次の施策を推進すること。
  - (1) 自主防災を重視し、家庭からの防災知識を深め、防災対策を進めること。そのため、災害への心構え、身近な防災対策、避難など防災意識の啓発を強化すること。また、地域（自治会など）での訓練や連絡・連携体制整備などの防災対策を進めること。
  - (2) 自主防災組織、ボランティア団体等の結成、活動に対する助成等の環境整備を行うこと。また、行政、企業、市民（自治会・ボランティア等）の連携を強め、地域防災計画づくり、防災生活圏づくりを進めること。
  - (3) 消防団、水防団、及び消防職員について、施設・設備の充実強化、処遇の改善や人材確保等の対策を講じること。
  - (4) 企業の防災対策にあたっては、防災対策に関するガイドライン・マニュアルの作成などについて指導を強化すると共に、防災対策に関わる税制面での支援措置・保険の活用などを積極的に推進すること。

- (5) 小（中）学校単位を中心にした避難・備蓄の防災対策を強化すること。  
そのため、アパート・マンション等の転居者でもよく分かるような防災避難場所等の周知徹底をはかること。
  - (6) 災害時の被害予測を地図上で明らかにするとともに、ハザードマップの内容を周知すること。
  - (7) 多発する土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ、斜面の崩壊や堤防決壊を防ぐ対策を強化すること。
  - (8) 高齢者、子ども、障がい者、外国人など、災害弱者に対する周辺企業・地域住民のボランティア協力体制を構築し、地域全体での安全確保を進めること。また、プライバシー保護に配慮しつつ、本人の同意を得ながら災害時の要援護者の事前登録リストの作成、避難支援プランづくりなどを行うこと。
  - (9) 大規模災害に備え、自治体は企業や各団体と連携し、災害に直面した住民や帰宅困難者への対策を強化するとともに、地域での防災訓練（住宅地・交通機関とその周辺）や勉強会を継続して行うこと。
  - (10) 首都圏直下型地震、東海地震の「震度7」クラスを想定して耐震対策を強化すること。また、県民・市民に対しては耐震診断・耐震補強に対する情報提供を進め、家具転倒防止に関しての普及啓発などを推進すること。
  - (11) 平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、全ての住民への周知を行うとともに、「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつなげること。
2. 備蓄、耐震点検等の対策については、次のことに留意すること。
    - (1) 自治体の防災計画・施設の点検・対策状況や備蓄の状況などの広報、および情報公開をはかること。
    - (2) 行政が行う耐震診断利用が低いことから、活用の拡大に努めること。
  3. 京浜臨海部の防災、災害対策を強化すること。災害に強い工業地帯とするよう行政・企業との連携強化と対策を強めること。また、船舶による緊急避難対策、消火、物資支援（輸送）などの防災・復旧対策を進めること。
  4. 災害時における自治体の初動情報提供体制も強化し、誰にでも確実に防災情報が届くシステムを整備し、高い防災性を備えたまちづくりを推進すること。
  5. 原子力防災については、国、企業、自治体の防災に関する連携体制を強化するとともに、原子力災害対策特別措置法にもとづく災害対策本部、オフサイトセンター連携強化と、警察、消防、病院などの対応機能などの対応策を強化すること。

### 3. 安全・安心の防犯対策の推進

1. 県下の防犯対策を強化するため、次の施策を推進すること。
  - (1) 多様な犯罪に即応できるよう、警察署の体制を強化すること。
  - (2) 県下の防犯対策を強化するため、繁華街への防犯カメラの設置増設に取り組むこと。
  - (3) 管轄エリアの人口の増減や取り扱い件数などに対応して、交番の数を増やすと共に、交番相談員等を増員するなど、警察官の数を増やすこと。
  - (4) 発生主義から未然防止主義に転換した犯罪の起こらないまちづくりを推進すること。
  - (5) 子どもを狙った犯罪や、思わぬ事故に巻き込まれるといった事件・事故を防止するため、警察と自治体が一体となった防犯体制の強化を行うこと。
  - (6) 多様化する悪徳商法や特殊詐欺の撲滅をめざし、注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対する防犯対策を強化すること。

#### 4. 住宅政策の総合的な推進

1. 勤労者が適正な負担で良質な住宅を手に入れることができる次の政策を推進すること。
  - (1) 国の住宅と住宅資金の公的直接供給から、市場の活用と住宅ストックの活用という流れ、並びに住民の住宅ニーズの変化を踏まえ、総合的な住宅政策を強化・推進すること。そのため、住宅政策についてのマスタープランを作成・拡充し、公営住宅の拡大・建て替え、低廉・良質な民間住宅の供給を促進すること。
  - (2) 安定的な宅地供給のため土地の監視区域を継続すると共に、安価で安定的な宅地の供給に向けて、国・県・市を含む行政機関、民間事業者で総合的施策により都市部における勤労者・住民のための施策を強化すること。
2. 高齢者、障がい者、失職者など住宅困窮者が安心して住める住宅政策の強化をはかること。
3. リサイクルの容易な自然建材の採用、省エネ住宅など環境にやさしい家づくりへの啓発、誘導策を進めること。
4. 増え続ける空き家が火災や自然災害などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう対策を強化すること。

#### 5. 安全・利便、高齢者・身障者等が利用しやすい交通政策

1. 安全と利便性向上、高齢者・身障者が利用しやすい交通を基本にした総合交通体系を確立し、その推進をはかること。
  - (1) 総合交通体系の確立に当たっては、公共交通機関優先とすること。
  - (2) 道路交通網整備については、自然環境、市民生活優先の立場に立って、都市計画と一体のものとして進めること。
  - (3) 全ての自治体は、交通バリアフリー法に基づいて、重点的に整備する地区を定めて、公共施設、旅客施設、道路整備の基本構想の作成を急ぐこと。策定した基本構想については、住民、公共交通事業者、道路管理者、及び公安委員会の参加のもとに取り組みを推進すること。また、重点整備地区の拡大を進めること。
2. 鉄道（地下鉄）、バスなど公共交通機関を軸とした交通体系の整備を行うこと。また、地域事情に応じた交通網やソフトの充実をはかること。
  - (1) バス利用促進のための道路確保および駅前広場の整備、パークアンドライド用駐車場の整備、バスレーン違反車両の排除、バス優先信号制御など、公共輸送優先システムを充実させること。また、ナローエリアの循環型小型バスの運行と、目的地までの乗り換え自由なシステムの導入をはかること。
  - (2) 満員時の乗客のあふれ対策や、ホームからの転落防止策など、鉄道施設内の安全対策を強化すること。
  - (3) 排出ガスの抑制や道路渋滞の解消のため、トラックによる貨物輸送を内航船舶、鉄道など大量一括輸送への切り替え（モーダルシフト）を推進すること。
3. 違法駐車車両や放置自転車の取り締まりを強化するとともに、利用者のマナー教育を徹底すること。特に移動障壁となっている点字ブロック上の駐輪・駐車は重大な違反行為として対処すること。
4. 貨物専用パーキングや荷捌きスペースなどのインフラ整備を推進すること。新築等の建築物に対して、荷捌き駐車場の設置を義務付けているところもあるが、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、集配車両に対しては、地域の理解・協力を得る中で、具体的緩和地域を選定し、適用除外を交通管理責任者に求めること。

5. 区間により「貨物」、「貨物集配中の貨物車」、「車両」のいずれかについて、時間を限定して駐車を可能とするなど、荷捌車両に配慮したよりきめの細かい駐車規制の緩和について検討すること。
6. 自転車運転による危険を防止するため、自転車運転マナーに関する施策と、悪質運転者への取り締まりなどを強化すること。あわせて、大事故を誘発する恐れのある自転車の走行に関しては、警察・学校等と連携して交通ルール・マナー向上の啓発活動に取り組むこと。